

河 合 町 議 会 会 議 録

令和 8 年 6 月 5 日 開 会

河 合 町 議 会

令和8年第2回（6月）河合町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
-------	---

第 1 号 （6月5日）

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○出席説明員	4
○議会事務局出席者	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○町長の挨拶	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○付議事件の一括提案理由の説明	7
○議案第34号の質疑、討論、採決	11
○議案第35号の質疑、討論、採決	15
○報告第1号の質疑	16
○議案第27号から議案第33号、議案第36号の委員会付託	17
○同意第4号から同意第14号の委員会付託	17
○散会の宣告	17
○署名議員	19

河合町告示第 1 4 号

令和 8 年第 2 回（6 月）河合町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 8 年 5 月 2 9 日

河合町長 森 川 喜 之

1 期 日 令和 8 年 6 月 5 日

2 場 所 河合町議会議場

令和 8 年 6 月 5 日（金曜日）

（第 1 号）

令和8年第2回（6月）河合町議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和8年6月5日（金）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第34号 工事の請負契約について
- 日程第 4 議案第35号 工事の請負契約について
- 日程第 5 報告第 1号 令和7年度河合町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 議案第27号 令和8年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 7 議案第28号 令和8年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 8 議案第29号 令和8年度河合町下水道事業会計補正予算について
- 日程第 9 議案第30号 河合町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第31号 河合町議会議員及び河合町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第32号 河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第12 議案第33号 河合町料理教室棟設置条例の廃止について
- 日程第13 議案第36号 財産の取得について
- 日程第14 同意第 4号 農業委員会委員の任命について
- 日程第15 同意第 5号 農業委員会委員の任命について
- 日程第16 同意第 6号 農業委員会委員の任命について
- 日程第17 同意第 7号 農業委員会委員の任命について
- 日程第18 同意第 8号 農業委員会委員の任命について
- 日程第19 同意第 9号 農業委員会委員の任命について
- 日程第20 同意第10号 農業委員会委員の任命について
- 日程第21 同意第11号 農業委員会委員の任命について
- 日程第22 同意第12号 農業委員会委員の任命について

日程第 2 3 同意第 1 3 号 農業委員会委員の任命について

日程第 2 4 同意第 1 4 号 農業委員会委員の任命について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 4 まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	杵 本 貴 司	2 番	常 盤 繁 範
3 番	梅 野 美智代	4 番	佐 藤 利 治
5 番	中 山 義 英	6 番	坂 本 博 道
7 番	長谷川 伸 一	8 番	杵 本 光 清
9 番	大 西 孝 幸	10 番	馬 場 千恵子
11 番	岡 田 康 則	12 番	疋 田 俊 文

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した者

町 長	森 川 喜 之	副 町 長	松 山 善 之
教 育 長	上 村 欣 也	総 務 部 長	小 野 雄一郎
福 祉 部 長	浦 達 三	住民環境部長	森 川 泰 典
まちづくり 推進部長	中 島 照 仁	教育振興部長	中 尾 勝 人
総 務 課 長	西 村 直 貴	財 政 課 長	松 本 武 彦
政策調整課長	林 嘉 明	危機管理課長	植 村 一 之
子育て健康 課 長	谷 田 悦 子	こども未来 課 長	中 山 寛 子
建 設 課 長	吉 田 和 彦	都市計画課長	杵 本 幸 史
教育総務課長	川 村 大 輔		

会議に従事した事務局職員

局 長	高 根 亜 紀	係 長	在 原 聖 人
-----	---------	-----	---------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（疋田俊文） おはようございます。

本日、告示第14号をもって令和8年第2回定例会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。

よって、令和8年第2回定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

本日の定例会は録画配信を実施しています。その際、傍聴者も撮影映像に入る場合がありますので、ご了承願いたいと思います。

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） これより本日の会議を開きます。

◎町長の挨拶

○議長（疋田俊文） 町長、招集の挨拶を登壇の上願います。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

（町長 森川喜之 登壇）

○町長（森川喜之） 本日は、令和8年第2回6月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご出席いただき、厚く御礼を申し上げます。

今定例会では、議案第27号から第36号までの10議案、同意第4号から第14号までの11同意及び報告第1号の計22案件を提出させていただいております。後ほど副町長から議案説明をいたしますが、皆様方には慎重審議をいただき、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくご審議をお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（疋田俊文） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長において、11番、岡田康則議員、1番、杵本貴司議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（疋田俊文） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

5月29日と本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、佐藤利治議会運営委員長より会期等について報告願います。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤委員長。

○4番（佐藤利治） 去る5月29日及び本日、議会運営委員会を開催し、日程などを決定いたしましたので、その結果を報告いたします。

会期は本日6月5日より6月17日までの13日間といたします。

次に、会期日程でございますが、本日5日が本会議。

一般質問は9日火曜日、10日水曜日の午前9時30分からとします。

総務文教常任委員会を11日木曜日午前10時からとします。

厚生建設常任委員会を11日木曜日午後1時30分からとします。

常任委員会予備日は12日金曜日午前10時からとします。

本会議最終日は17日水曜日午前10時からとします。

本日に審議いたしますのは、議案第34号、議案第35号、報告第1号を上程し、逐条審議いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（疋田俊文） お諮りします。

会期等について、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思いますが、ご異議ござい

ませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告のとおり本日5日より17日までの13日間と決定いたします。

◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長(疋田俊文) それでは、理事者の方より議案第27号より議案第36号までの10議案、同意第4号から同意第14号の11同意、報告第1号の1報告について、提案理由の説明を登壇の上願います。

○副町長(松山善之) はい、議長。

○議長(疋田俊文) 副町長。

(副町長 松山善之 登壇)

○副町長(松山善之) それでは、令和8年6月定例会に提案いたしました議案第27号から議案第36号までの10議案、同意第4号から第14号までの11同意及び報告第1号の合計22案件について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第27号 令和8年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3,073万4,000円を追加し、予算総額を86億9,073万4,000円とするものでございます。

第2条地方債の補正につきましては、3ページの第2表をお願いいたします。

1の事業の借入限度額の変更を表のとおり定め、起債限度額の合計を5億7,550万円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明をいたしますので、12、13ページをお願いいたします。

今回の補正のうち人件費、給料、職員手当等及び共済費につきましては、4月の人事異動に伴う予算の組替えとなっております。一般会計全体では748万2,000円の減額、下水道事業会計で748万2,000円の増額となっており、人件費の総額に変動はございません。

以降、人件費以外のものについてご説明をいたします。

16、17ページをお願いいたします。

款2総務費の項1目5企画費では、佐味田自主防災会の防災資機材購入費として200万円

の増額。財源として自治総合センターコミュニティー助成金が100%充当されます。

目7諸費では、城古自治会の活動備品購入費として120万円の増額。企画費と同様に、財源として自治総合センターコミュニティー助成金が100%充当されます。

24、25ページをお願いいたします。

款3民生費の項1目1社会福祉総務費では、介護保険制度の改正に伴い、介護保険特別会計への繰出金を60万9,000円増額するものです。なお、内容につきましては、後ほど特会の欄でご説明をいたします。

目11障害福祉費では、障害者福祉システム改修費として406万円の増額。財源として、国庫補助金が50%充当されます。

目17総合福祉会館運営費では、2階展示室の空調工事費として340万円の増額。財源として、一般寄附金を50%充当しております。

項2目1児童福祉総務費では、福祉医療システム改修費として396万円の増額。財源として、国庫補助金が50%充当されます。

38、39ページをお願いいたします。

款7土木費の項4目3公共下水道費では、4月の人事異動に伴う人件費相当分748万2,000円及び国庫補助金交付要綱の改正に伴う財源補正分1,117万7,000円を下水道企業会計に繰り出すものでございます。

款8消防費の項1目2消防施設費では、県補助金の充当による財源補正となります。

40、41ページをお願いいたします。

款9教育費の項6目1保健体育総務費では、新たにマラソン大会経費を新設したことによる予算の振替と合わせて432万8,000円の増額。財源としましては、協賛金10万円、企業版ふるさと納税寄附金100万円及び企業版ふるさと納税基金繰入金336万円の合計446万円を充当いたします。

次に、歳入について説明いたします。

8、9ページをお願いいたします。

歳出で充当財源として申し上げました計1,335万6,000円の増額補正以外のものについてご説明をいたします。

款19繰入金では、歳入歳出予算の財源調整として1,737万8,000円の増額をいたしております。

以上、歳入歳出それぞれ3,073万4,000円の増額補正となっております。

次に、議案第28号 令和8年度河合町介護保険特別会計補正予算についてでございます。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ121万7,000円を追加し、予算総額を23億5,921万7,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明をいたします。

8、9ページをお願いいたします。

款1総務費の項1目1一般管理費では、介護保険法の改正において介護保険施設等における居住費やショートステイなどの滞在費、いわゆる補足給付につきまして負担限度額の一部が改正されたことにより、必要なシステム改修を行うため委託費121万7,000円を増額。財源として、国庫補助金が60万8,000円充当されます。

次に、歳入についてご説明いたします。

6、7ページをお願いいたします。

款4国庫支出金では、介護保険システム改修補助金60万8,000円を増額。

款7繰入金では、認定事務費繰入金60万9,000円を増額。

以上、歳入歳出それぞれ121万7,000円の増額補正となっております。

次に、議案第29号 河合町下水道事業会計補正予算についてでございます。

今回の補正は、4月の人事異動及び国庫補助金交付要綱の改正に伴い、下水道ウォーターP P P導入可能性の検討を北葛城郡4町の広域で実施することとなったことによる財源補正に伴うものでございます。

第2条収益的収入及び支出の補正につきましては、支出では、第1款下水道事業費用の第1項第5目総係費において134万1,000円の減額、収入では、第1款下水道事業収益の第2項第3目他会計補助金で1,865万9,000円の増額、第4目補助金で2,000万円を減額し、計134万1,000円減額するものでございます。

第3条議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正につきましては、職員給与費2,439万2,000円を3,187万4,000円に改めるものでございます。

続きまして、議案第30号 河合町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてでございます。

このことにつきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく地域経済牽引事業を進め、本町における企業の進出や事業拡大を促進することによる地域経済活性化及び雇用創出を図ることを目的とし、本町において工場等の新設または増設を行う事業者に対し、土地や建物等の設備投資に係る固定資産税の課税免除の措

置を講じ、初期投資の負担軽減を図るため、県内の他市町村でも同様の取組が進められていることを踏まえ、新たに本町においても条例を制定するものであります。

なお、固定資産税の課税免除に伴う減収分については、地方交付税により減収額の4分の3が補填されることになっております。

続きまして、議案第31号 河合町議会議員及び河合町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、物価変動等を考慮して選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額を引き上げるため、公職選挙法施行令の一部が改正されたことに伴い、河合町議会議員及び河合町長の選挙における公費負担の上限額を同様に引き上げるべく条例の一部改正をするものでございます。

続きまして、議案第32号 河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、社会経済情勢を鑑み、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分について、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第33号 河合町料理教室棟設置条例の廃止についてでございます。

このことにつきましては、施設が老朽化していることや町立公民館に新しい施設を設置したことなどの理由から、河合町料理教室棟を廃止するために条例を廃止するものでございます。

次に、議案第34号 工事の請負契約についてでございます。

このことにつきましては、河合町各小学校屋内運動場断熱・空調機設置工事の請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第35号 工事の請負契約についてでございます。

このことにつきましては、河合第二中学校外部改修工事（第1期）の請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第36号 財産の取得についてでございます。

このことにつきましては、小型動力ポンプ付軽四輪駆動消防車を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会

の議決を求めるものでございます。

続きまして、同意第4号 農業委員会委員の任命についてであります。

このことにつきましては、委員の任期満了により、上村佳央氏を農業委員会委員に任命するために、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以下、同意第5号から同意第14号につきましても、全て農業委員会委員の任命についてであり、同意第5号につきましては、上本宜秀氏を、同意第6号につきましては、石田雅俊氏を、同意第7号につきましては、谷本昌弘氏を、同意第8号につきましては、杵本馨氏を、同意第9号につきましては、土井政典氏を、同意第10号につきましては、服部光伸氏を、同意第11号につきましては、寺岡一兆氏を、同意第12号につきましては、高橋史博氏を、同意第13号につきましては、岡田幸弘氏を、同意第14号につきましては、大沼清訓氏をそれぞれ任命するために、議会の同意を求めるものでございます。

報告第1号 令和7年度河合町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

このことにつきましては、令和8年度に繰り越す事業として合計13事業、予算総額7億1,477万9,000円に関する繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

以上、提案いたしました22案件の説明とさせていただきます。

よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げて、説明を終わらせていただきます。

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 理事者より説明がありました案件のうち議案第34号、議案第35号、報告第1号を本日審議いたします。

日程第3、議案第34号 工事の請負契約についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑のある方、発言願います。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） では、質問をさせていただきます。

事前に説明会等を丁寧に開いていただきまして、ご説明いただいております事業内容ですね。その際に問合せをさせていただいて、その答えをいただきたいというところの部分で質問させていただきたいと思うんですけれども、来年度から一般家電のエアコンについては、エコロジー基準が変わりまして、大分厳しくなる形、それに伴ってエアコン代も例えば6畳から8畳の一般家庭用のエアコンでも軒並み5万円ぐらい上がるじゃないのかと、そういう見込みが出されております。

当然のことながら、その必要性としてあるのは、室外機を大型化するとかそういう形で対応せざるを得ない。それによってエネルギーの消費を抑えるという形の基準が厳しくなると、そういう経緯がございます。それに基づいて、今回導入されるエアコンはどういった基準で選定されていくのかという部分で、お答えいただければと思うんですけれども、お願いいたします。

○教育総務課長（川村大輔） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 川村教育課長。

○教育総務課長（川村大輔） 説明させていただきます。

通常のエアコンとは異なって、今回体育館に導入する機器というのは、災害時などに単独で動く自立型という特殊な仕様であるため、現時点で国のそういうグリーンマークの対象外となっています。しかしながら、省エネは十分図られているのかなと認識しております。それについては、自立型ガスヒートポンプエアコンの各社の性能は、国の基準を大幅にクリアする最高水準の省エネ性能を備えているということで認識しております。

以上です。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 例えば、もう一つ確認しておいていただきたいという形で質問させていただいたんですけれども、今、ご答弁いただいた内容でほぼ答えは出ている形としては解しているところではあるんですが、一応、今の基準に基づいて、例えば最高基準のエアコンを導入するという計画だという形のお話がありましたけれども、エコロジーの基準は将来的に変わる可能性があるのではないかと、そうなった場合にそのエアコンは使えなくなるのではないかと、そういったところの部分については確認しておいてほしいという形で問合せさせていただいております。それについてはいかがですか。

○教育総務課長（川村大輔） はい。

○議長（疋田俊文） 川村課長。

○教育総務課長（川村大輔） それについては、今後きっちりとそういった国の基準も確認しながら、そういった部分に対応できるように考えていきたいと思っております。

（「議長、答弁と違う形なんですけれども、もう一度よろしいですか」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 1回だけ結構です。

○2番（常盤繁範） 問合せはしたんですかね。それだけ確認したいんですけれども。

○議長（疋田俊文） 川村課長。

○教育総務課長（川村大輔） 各社に問合せは、ちょっとうまく説明できないんですけれども、そのガスヒートポンプエアコンを使用している各社というのは限られてまして、そのうちのそういうグリーンマークの基準に対応しているかどうかというところは、設計会社を通してその辺確認させてもらってまして、それについて先ほどの回答で、そういう対象外だということと国の省エネの基準は一応クリアしているというところで確認は取れております。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 契約書のほうを見ましたら、期間としては令和8年12月25日となっているんですが、一応工期はそれまでに終わるという予定でよろしいのでしょうか。

○教育振興部長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾教育振興部長。

○教育振興部長（中尾勝人） こちらにつきましては、業者と相談しながら工期については決定させていただいております。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

岡田議員。

○11番（岡田康則） 2校とも小学校、子供の現場というところで、地域の子供たちと地域の住民さんの安全の担保というところで安全の確保をしていただいて、工事をしていただきたいと思いますので、その辺をとにかく何かあるととんでもないことになりますので、ひとつその辺をお願いということです。よろしくお願いします。

○議長（疋田俊文） 中尾部長。

○教育振興部長（中尾勝人） ありがとうございます。

こちらにつきましても、当然学校との協議をしっかりと重ねながら、エアコンの設置という

ところで進めさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 質問します。

今回、一小の体育館、一小は教室においては電気式のエアコンになっております。今回、緊急の場合のガスヒートポンプ方式によるプロパンガスでの対応、体育館の空調を図るということなんですけれども、例えば緊急以外の平時においては、どのように、例えば、真夏に、平常時、卒業式とかいろいろな行事のときに、体育館に空調を入れるケースがあると思うんですけれども、その点一小の空調の方式はどのようにするのか。今度プロパンガスを新しくつけて、緊急時もガスヒートプロパンガスでやるのか、その点だけ確認をお願いします。

二小のほうはこの間説明いただきましたので、すごく理解できましたので、一小のほうの切替え、通常と緊急のときの切替えをどのように体育館のほうでやるのか、お願いします。

○議長（疋田俊文） 川村課長。

○教育総務課長（川村大輔） お答えさせていただきます。

一小については、L Pガスを燃料として空調を動かすということで、平時も災害時も同じということになっております。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第34号の採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第34号 工事の請負契約については、可決することに決しました。

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第4、議案第35号 工事の請負契約についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑のある方、発言願います。

坂本議員。

○6番（坂本博道） こちらのほうも、期間としては令和8年12月25日までというふうに契約書を見たらなっておりますが、それでよろしいかということと、ただ、先ほどと結果的には同一業者で、その期間内に一小、二小、そして二中と工事が進むと思うんですが、それは十分可能だという判断の下で契約だということによろしいのでしょうか。

○教育振興部長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾教育振興部長。

○教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

まず、工期につきましては、先ほどのエアコンと同等で、第二小学校の外壁工事につきましても12月25日ということで、業者と確認をさせていただきながら決定させていただいております。

同一業者がこの入札に参加していただいている、一般競争入札により参加していただいているところもございますので、業者の中でこの工期で間に合うという形で確認を取らせていただいております。

以上でございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○11番（岡田康則） 議長。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 先ほどとよく似てますねんけれども、やはり生徒たちの安心安全の担保、それから地域の住民のところへんをすごく慎重によろしくお願いしたいのと、それから、やっところ外壁がきれいになっていくところへんは、私自身、非常に喜んでおります。

以上でございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第35号の採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方、起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第35号 工事の請負契約については、可決することに決定いたしました。

◎報告第1号の質疑

○議長（疋田俊文） 日程第5、報告第1号 令和7年度河合町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑のある方、発言願います。

坂本議員。

○6番（坂本博道） 繰越明許ですので、これはこれでいいんですけども、資料請求は今回これは間に合わないやつやったので、できれば残っている事業の完本も、節レベルでの事業とその予算が残っているかが分かるようなものが、できたら後ででも出していただけたらありがたいと思うんですが、どうでしょうか。

○財政課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 松本課長。

○財政課長（松本武彦） 節レベルというところで、これは要は予算書のレベルというところで、またそのあたり書類を調製させていただいて、全員の皆様にご報告させていただきたいと思います。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で報告第1号 令和7年度河合町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については報告済みといたします。

◎議案第 2 7 号から議案第 3 3 号、議案第 3 6 号の委員会付託

○議長（疋田俊文） 日程第 6、議案第27号、日程第 7、議案第28号、日程第 8、議案第29号、日程第 9、議案第30号、日程第10、議案第31号、日程第11、議案第32号、日程第12、議案第33号、日程第13、議案第36号の審議方法についてお諮りします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしの声がございますので、議長一任とさせていただきます。

報告します。

議案第27号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第36号を総務文教常任委員会に付託します。

議案第28号、議案第29号、議案第30号を厚生建設常任委員会に付託します。

◎同意第 4 号から同意第 1 4 号の委員会付託

○議長（疋田俊文） 日程第14、同意第 4 号、日程第15、同意第 5 号、日程第16、同意第 6 号、日程第17、同意第 7 号、日程第18、同意第 8 号、日程第19、同意第 9 号、日程第20、同意第10号、日程第21、同意第11号、日程第22、同意第12号、日程第23、同意第13号、日程第24、同意第14号の審議方法についてお諮りします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。

最終日に審議いたします。

◎散会の宣告

○議長（疋田俊文） 以上をもって、本日の日程は全て議了しました。

以上、これをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時35分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 杵 本 貴 司

署 名 議 員 岡 田 康 則